

双葉小学校におけるPTA会員の インターネット利用に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、松山市個人情報保護条例(平成9年3月25日条例第2号 以下「条例」という。)・松山市教育情報ネットワークの利用に関するガイドライン(平成13年9月1日施行)に基づき、双葉小学校においてのPTA会員のインターネット利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の基本)

第2条 インターネットを利用するに当たっては、PTA相互の情報交換・連絡提携の推進及び家庭、学校、社会における児童・生徒の健全育成と、PTA会員の教養向上に寄与するよう努めなければならない。また、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、児童・生徒及び関係者の人格的利益を侵害することのないよう努めるものとする。

(利用の形態)

第3条 インターネットを利用するに当たっては、次の各号に掲げる活動以外の目的に利用してはならない。

- (1) **情報交換及び連絡提携** PTA活動等をホームページ・電子メールを通じて発信し、意見・感想等を受信するなど、PTA間の情報交換・連絡提携を行うこと
- (2) **情報検索及び収集** PTA活動に関連する情報を検索・収集すること

(個人情報の発信)

第4条 インターネットを利用して児童・生徒及び関係者の個人情報を発信する場合は、児童・生徒については本人及び保護者、関係者については本人の同意を得るとともに、個人のプライバシーに関する情報については表現・内容等細心の配慮をもって行わなければならない。

(個人情報の範囲)

第5条 前条の場合において、インターネットで発信する個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **氏名** 原則として姓を用い、名は使わない。ただし、本人(児童・生徒の場合は本人及び保護者)の同意を得た場合にはフルネームを使うことができる。
- (2) **意見・主張等** 表現・内容を考慮し発信することができる。
- (3) **写真** 集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、本人(児童・生徒の場合は本人及び保護者)の同意を得た場合には個人写真を使うことができる。
- (4) **住所、電話番号、生年月日及びその他個人情報等** 本人(児童・生徒の場合は本人及び保護者)の同意を得た場合にのみ発信することができる。

(個人情報の保護)

第6条 インターネットを利用して、発信又は受信する個人情報の保護については、条例の定めるところによる。

(利用責任者)

第7条 インターネットの適正な利用を図るため、双葉小学校PTAに利用責任者及び副利用責任者を置く。

- 2 利用責任者はPTA会長とし、副会長を副利用責任者とする。
- 3 利用責任者は、インターネットを利用するPTA会員に対して指導及び監督を行うものとする。

(操作責任者)

第8条 インターネットの適正な利用を図るため、利用責任者は操作責任者を置き、副利用責任者を通して利用状況を記録・報告させるものとする。

- 2 利用責任者は、ウイルス対策等運用に対する研修を行い、操作者は積極的に参加し安全な利用を行うものとする。

(著作権等の遵守)

第9条 利用責任者は、インターネットを利用する場合には、著作権、知的所有権、肖像権その他の権利の保護に努めるとともに、当該権利の侵害行為が行われることのないよう、適正な管理を行うものとする。

- 2 前項の管理に当たっては、法令等の規定に十分配慮して行うものとする。

(利用上の留意点及び禁止行為)

第10条 インターネットを利用する場合には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) ネットワーク利用のルールやマナーを守ること
 - (2) 情報は、利用責任者又は副利用責任者の確認・指示を経てから外部に発信させること
 - (3) インターネットの特性に考慮し、有害な情報及び不要な情報にはアクセスしないこと
- 2 インターネットを利用する場合には、次の各号に掲げることをしてはならない。
- (1) 法令等及び公序良俗に反すること
 - (2) 著作権その他の権利を侵害すること
 - (3) 他人の財産、プライバシーを侵害すること
 - (4) 通信受信者及び第三者を誹謗又は中傷すること
 - (5) P T A活動に関わりのない私的な通信等に利用すること
 - (6) 事実と反する情報を提示したり、営利を目的とする行為
 - (7) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした行為
 - (8) 私的に設置したコンピュータをもってネットワーク利用すること
 - (9) 接続承認コンピュータに設定された固有の番号や名称を変更すること
 - (10) 接続のためのID及びパスワードを盗用又は借用すること
 - (11) インターネットの運用に支障をきたし又はきたす恐れのある行為

(ホームページ利用等に関する条件の明示)

第12条 利用の目的が第3条各号に該当する場合には、P T Aのホームページをリンク等で利用することができる。この場合において、利用者によるその旨の通知を求めるものとする。

- 2 P T Aのホームページの複製利用については、P T A活動上の支障の有無を考慮して判断するものとする。
- 3 前2項の場合について、利用の条件その他をホームページ上に明記するものとする。

(セキュリティ対策等)

第13条 インターネットを利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、個人情報の保護及びデータ保護等、セキュリティ対策に努めるものとする。

- (1) インターネットに接続するパソコンは特定し、それ以外のパソコンは接続しないこと
- (2) インターネットに接続するパソコンを他の用途に利用するときは、個人情報を含むデータはフロッピーディスクその他の媒体で管理し、ハードディスクには蓄積しないこと
- (3) ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施すること
また、電源投入時にウイルス管理ソフトを起動させ、使用中常時監視させること

(ガイドラインの見直し)

第14条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、又は条例・規則等の改正により、このガイドラインに規定した事項の見直しの必要が生じたときは、必要な手続きを経て見直しを行うものとする。

(委任)

第15条 このガイドラインに定めのない事項は、双葉小学校P T A会長が別に定める。

(承認)

第16条 H P公開するときにP T A会長と学校長の承認を得る。

附則 このガイドラインは、平成14年4月2日から施行する。

松山市教育情報ネットワークの中で、ホームページを運用するP T Aは、「双葉小学校P T Aネットワーク利用に関するガイドライン」を定め、下記の条項をガイドラインに含めるものとする。

「松山市教育委員会及び学校長は、インターネットの利用状況等について、必要に応じて利用責任者に報告を求めることができる。」